

公益財団法人大分県スポーツ協会
後援名義使用許可基準

公益財団法人大分県スポーツ協会（以下「本会」という。）の後援名義使用申請に対しては、次の基準によって審査し、会長の裁定を経て許可するものとする。

1. 後援に係る定義

後援とは、本会が行事の実施に関し、責任及び経費を支払う義務を負わず、本会の名義の使用を承認することをいう。

2. 後援の名義

行事の後援の名義は、公益財団法人大分県スポーツ協会とする。

3. 後援承認の基準

本会会長は、行事の主催者から、当該行事に対する後援の承認申請が行われたときは、4. 5. に掲げる承認基準に従って厳密に審査し、全ての要件を満たす行事について、後援の承認をすることができる。

4. 主催者についての許可基準

- (1) 本会の加盟団体及び組織（競技団体・スポーツ協会・指導者協議会等）
- (2) 国又は地方公共団体の行政機関
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
- (4) 新聞、放送等報道機関
- (5) 前各号に掲げるものを除く団体のうち、公共的性格を有し、かつ、主催者の存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- (6) その他本会が上記各号に準ずると認める法人等

5. 事業内容についての許可基準

- (1) その目的が明らかにスポーツの競技技術の向上及び普及・振興に寄与するものであること。
- (2) 営利・宣伝を主たる目的としないこと。
- (3) 事業規模が全県的又はこれに準ずる程度のものであること。
- (4) 本会の方針及び施策に反しないものであること。
- (5) 収益事業に類すると認められる事業でなく、かつ、入場料、出品料、参加料等主催者が徴収する金額は、事業内容、事業規模等からみて社会通念上適正であること。

6. その他の審査基準

- (1) 主催者の所在地、役員等が明確であること。
- (2) 主催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること。
- (3) 政治的目的または宗教的目的を有する内容が含まれていないこと。

7. 後援の経費の負担

行事の後援を承認するにあたって、本会は当該行事に要する経費を一切負担しない。

8. 後援の申請手続き

後援の承認申請は、承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる事項を掲載して、当該行事の開始前30日（掲示物等に印刷し、又は事前に文書等を配布する場合は、それぞれの日数を加えた日数）までに、本会に提出するものとする。

9. 事業計画の変更の場合の手続き

行事の主催者は、申請時の事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ本会に申し出た上で、変更承認申請書（第2号様式）を提出し当該変更に係る計画内容について承認を受けなければならない。

10. 事業計画の中止の場合の手続き

行事の主催者は、申請時の事業計画を中止しようとするときは、あらかじめ本会に申し出た上で、中止届（第3号様式）を提出しなければならない。

11. 後援の承認又は不承認の通知

本会会長は、行事の後援の承認をし、又は承認をしないことを決定したときは、当該行事の主催者に対して、その旨を記載した文書（第4号様式又は第5号様式）により通知するものとする。

12. 後援の承認の取り消し

行事の後援の承認をした場合において、当該行事の内容、実施状況等が承認の条件に違反するものがあると認められるときは、遅滞なく当該措置の是正を求めるとともに、必要に応じて、文書（第6号様式）により、当該承認の取り消しをすることができる。

13. 主催者の義務

事業終了後は、事業終了後30日以内に事業報告書（第7号様式）を提出しなければならない。事業報告書を提出しない場合は、以後の後援は承認できない。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。